

# 業務連絡

2020年 4月 2日  
JR東海労新幹線関西地本  
編集 業務部 No.18

2020年3月28日、支社会議室において「申」第23号について、会社側幹事より回答がありました。

## 大阪第一運輸所・第二運輸所社員の今年度の年休に関する緊急申し入れ

大阪第一運輸所・第二運輸所の一部社員については、年休時季指定をしたにもかかわらず、3月勤務指定表において年休発表がされないままとなっている。年度末で年休が失効するおそれがある社員の取り扱いについて、下記の通り緊急申し入れをするので、責任をもって年休発給を行うようにされたい。

以下、組合の申し入れに対する会社回答。

1. 今年度末で失効するおそれがある年休については、会社が責任をもって発給すること。

### 【会社回答】

年次有給休暇の時季指定に対しては、会社は事業の正常な運営を妨げる場合に適切に時季変更権を行使しているものであり、現在の取り扱いを改める考えはない。

2. 3月勤務指定表上、年休付与が困難な場合は特休・公休との振り替えを行うこと。

### 【会社回答】

会社としては、年次有給休暇を確実に取得することが最も大切であると考えている。当社では世間水準を大きく上回る年休が取得されており、そのような対応を行う考えはない。

以下、会社との若干のやりとり。

組合：毎年言っているが、年休が流れている社員がいる。一向に改善されていない。

会社：年休の時季指定については本人の意思によるもので年休の時季指定がないと年休が失効することがあり得ることである。年休の失効の善し悪しを議論するものではない。

組合：年休が流れないように、本人の希望があれば特休のところを年休として、仕事のところを特休にして休日出勤とすれば少し怒りは収まると思うが駄目なのか。

会社：ご意見として承るが、組合側の言う取扱いを行う考えはない。

組合：会社は年休が流れないように努力義務がある。

会社：社員の方に年休を計画的に取得して頂きたいと思っている。会社として出来ることは努力していく。

以上